

令和8年度 いじめ防止基本方針

犬山市立楽田小学校

1 基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

- いじめは、被害者となった児童の心身に深刻かつ重大な影響を及ぼす行為であること、すべての児童が被害者にも加害者にもなり得ることをすべての教職員が認識する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあることを教職員は認識する。
- いじめは、人権を侵害する絶対に許されない行為であることを児童に認識させるとともに、教職員は、適切な働きかけや対応があれば未然に防止できることを認識する。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

- 上記の基本的な認識を基に、教職員が日頃から一人一人の児童に目を向けて、些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、未然防止・早期発見のために学校全体で組織的に対応する。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛に脅かされることなく、落ち着いた学校生活を送ることができるよう、防止と解消に積極的に取り組む。

(3) 育てたい児童の資質と教師の役割

- 一人一人の児童が学校生活や自分自身の成長に期待感をもつとともに、自己肯定感や自己有用感を感じながら、仲間と学び合い高め合う学校づくり・集団づくり・授業づくりを進める。
- すべての児童が教職員や仲間との信頼関係の中で、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、児童一人一人が大切にされていると実感できる学校づくり、互いに認め合い、互いのよさを生かす関係づくり、集団の一員としての自覚と責任を身に付けるとともに集団への帰属感や愛着を感じることができる集団づくりを進める。
- 未然防止・早期発見だけでなく、教職員が相談活動に生かすことができる研修等やスクールカウンセラーの効果的な活用を進めるとともに、教育相談の充実を図る。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織（学校いじめ対策組織）

(1) 組織の名称と組織図

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、4月・9月・1月に定期開催をするとともに、些細な兆候や懸念が生じた場合には、必要に応じ随時開催する。その際には、当該の学級担任や学年担当者等の特定の教職員が抱え込むことがないように配慮し、常に学校組織として対応する。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- 本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 5月・11月に学級づくりに活用するためのアンケート、6月・11月に一人一人の児童理解に生かす「さわやかトークアンケート」、7月と1月に「城山っ子アンケート」（学校評価）を実施し、児童の姿から教育活動や対応の検証を行い、改善策や対応策を検討していく。
- 教職員の共通理解の徹底と意識の高揚
 - ・ 職員会議や打合せ等を活用して本方針の周知徹底を図り、教職員の共通理解を深める。
 - ・ 各種アンケート調査や教育相談の結果の集約・分析を行い、対策や対応を見出すとともにより効果的な防止対策を進める。
- 児童・保護者・地域に対する情報発信と啓発活動
 - ・ 道徳や学級活動の時間は言うまでもなく、朝の会・帰りの会をはじめすべての教育活動を通して、支え合う仲間としての信頼関係や相手を思いやる温かい心を育てる。
 - ・ 本校ホームページを活用して、いじめ防止の取り組み状況等について発信し、保護者や地域への啓発を進める。
- いじめ事案への対応の検討と具体策の実施
 - ・ いじめの訴えを受けたり、いじめの疑いがあると思われたりする場合は、より多くの情報に基づき正確な状況の把握に努めるとともに、背景にある事情の調査を行う。その上で双方の児童がその後の学校生活で良好な人間関係が築いていけるよう問題の改善・解決・解消に向けた指導・支援体制を構築・組織する。
 - ・ 様々な事案に対しては、事案に応じた適切なメンバーを検討・構成・配置し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じては、外部の専門機関や関係諸機関と連絡を取り、連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の該当児童の様子を見守り、継続的な支援・指導を行う。

3 いじめ防止の具体的取組

(1) 未然防止の取組

- 児童相互のかかわりを大切にした「学び合う学び」の実現に努め、互いに高め合い、磨き合う中で仲間とともに「分かる」「できる」が共有できる授業づくりを進める。
- 児童一人一人のよさや努力を生かし、ともに成長できる学級づくり・集団づくりを進めるとともに、自己肯定感やレジリエンスを育む学習活動を積極的に取り入れる。
【キャリア教育とのリンク】
- 児童の自主性・主体性を伸ばし、自立と自律を図るために、児童自身の企画・運営による多彩な活動を支援する。（挨拶運動・児童集会）
【特別活動とのリンク】
- 教育活動全体を通して、豊かな人間性と温かい心を育てるとともに、体験活動やふれあい交流活動を推進して、生命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
【人権教育・道徳教育とのリンク】
- 昨今大きな問題となっているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）については、児童がインターネットやメール等の正しい利用とマナーについて理解を深め、「ネットいじめ」の加害者・被害者にならないように、各学年の発達段階に応じて継続的に指導する。
【情報教育とのリンク】

(2) 早期発見の取り組み

- 児童理解週間を設定（6月・11月）し、全児童を対象とした学級担任による教育相談を実施して、児童一人一人の悩みや不安の把握とその解消に努める。
- 学級作りに活用するためのアンケート（5月・11月）、「さわやかトークアンケート」（6月・11月）、「城山っ子アンケート」（7月・11月）によって、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- スクールカウンセラーによる教室巡回や養護教諭による「心の相談」により、児童の状況の把握と気軽に相談できる雰囲気づくりを進める。
- 犬山市青少年センター、家庭教育相談室、教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」をはじめとした外部の相談機関や「子ども SOS ほっとライン24」「こころの電話」「ヤングテレフォン」等の電話相談窓口を紹介し、児童が相談できる場についての情報提供を進める。

(3) いじめに対する措置

- いじめの把握、情報の提供を受けたら、生徒指導担当者と該当学年主任に報告する。生徒指導担当者は教頭・校長に報告し、今後の対応についての指示を受ける。教頭は「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、具体的な手立てや役割分担を協議して組織的に対応する。
- 実態の把握や解消に向けての取組を進めるに当たっては、被害児童に寄り添い、安心して生活をするように対応する。また、加害児童に対しては、十分な教育的配慮を怠ることなく、毅然とした姿勢で再発させないための指導と支援を行う。
- 教職員の共通理解、保護者の理解と協力はもとより、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携を図る。
- いじめの関係児童だけでなく、いじめが発生した集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない・生み出さない集団づくりに取り組む。
- インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察担当部署や法務局等の関連機関との連携を図る。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合には、速やかに市教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。また、必要に応じて指示や助言を仰ぎ、円滑に対応を進める。
- (2) 学校が状況に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、具体的な実施方法を検討するとともに、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の際に入手した情報や調査結果については、関係児童・保護者に対して、適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

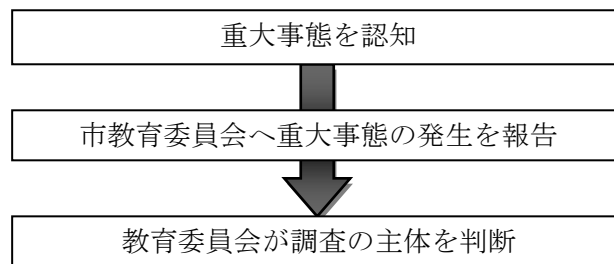
- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、実効性のある取組となるように前期（4～10月）、後期（10月～3月）のスパンで計画や実行についての成果や課題を洗い出して見直しを図る。
- (2) 7月と1月に実施する学校評価アンケートの集約結果を分析・検討し、取組の成果や課題について検証を行う。

6 その他

- (1) 毎月の月初めに前月の「いじめ状況報告書」を市教育委員会に提出する。

(2) いじめ防止の取組については、本校ホームページに掲載して保護者や地域への啓発を進める。

【重大事態の対応フロー図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ・不登校対策委員会」を調査母体とする。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査の実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケート等は、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取り組みの検証を行い、実効性を高める。

【いじめ防止の取り組み年間計画】

	いじめ・不登校対策委の取り組み	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	啓発・連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○第1回いじめ・不登校対策委員会の実施	○相談活動やS Cの児童・保護者への周知 ○1年生を迎える会	○相談窓口や外部機関の児童・保護者への紹介 ○学級づくりの推進	○授業参観 ○PTA総会 ○学校HPへの掲載
5月	↓	○学級経営案の作成		○第1回伸びる城山っ子の会
6月	D	○第1回学校保健委員会	○前期さわやかトークアンケートの実施	
7月	↓	○前期児童理解週間	○前期城山っ子アンケートの実施 ○学級作りに活用するアンケートの実施	○保護者会 ○前期さわやかトークアンケート結果報告
8月	○中間評価⇒見直し・改善			
9月	C ↓ A	○第2回いじめ・不登校対策委員会の実施		
10月	↓	○前期学校評価の実施		○ふれあい運動会
11月	P ↓	○学級作りに活用するアンケートの実施 ○後期児童理解週間	○学級作りに活用するアンケートの実施 ○後期さわやかトークアンケートの実施	○授業参観 ○第2回伸びる城山っ子の会
12月	D ↓	○全職員による取り組み評価調査実施⇒検証 ○人権週間（標語・学活）		○保護者会 ○後期さわやかトークアンケート結果報告
1月	○第3回いじめ・不登校対策委員会の実施		○後期城山っ子アンケートの実施	
2月	C ↓ A	○後期学校評価の実施 ○教職員自己評価	○第2回学校保健委員会	○学習発表会 ○第3回伸びる城山っ子の会
3月	↓	○学校評価の結果検証 ○基本方針の見直し	○6年生を送る会	
通年	P へ	○学級活動・道徳教育の充実 ○体験活動での心の育成 ○分かる・できる授業の実践	○毎日の健康観察の徹底 ○S C・養護教諭による相談活動 ○学級における人間関係づくり	○奉仕活動 ○標語募集